

改正

平成29年9月29日要綱基準等第52号
平成30年3月29日要綱基準等第15号
令和4年7月6日要綱基準等第35号
令和5年3月24日要綱基準等第8号

幕別町後継牛確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自家繁殖の育成牛の増頭及び優秀な後継牛の確保を効率的に行うために、雌雄判別精液購入助成事業補助金を交付することにより、生乳及び牛肉増産に向けた体制強化を図り、もって本町の畜産業の振興に資することを目的とする。

(補助対象)

第2条 この補助金は、幕別町に住所を有する畜産農家（以下「補助対象事業者」という。）が、雌雄判別精液による未経産の乳用種牛に対する人工授精事業を行った場合に補助するものとする。ただし、町税を滞納している補助対象事業者は当該補助対象から除くものとする。

2 前項の雌雄判別精液の使用本数は、1頭当たり3本、1戸当たり各年度当初における未経産の24箇月齢以下の育成牛飼養頭数のおおむね2分の1を限度とする。

(補助金額)

第3条 前条第1項の補助金の額は、雌雄判別精液の購入に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の4分の1の額（畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（農林水産事務次官依命通知平成28年1月20日付け27生畜第1572号）第6の1に規定する事業のうち、畜産・酪農生産力強化対策事業（酪農経営改善対策）実施要領（令和4年7月8日付け4畜産第856号承認、令和4年4月25日付け中酪第84号）第2の1の（2）のアに規定する事業（以下「畜産クラスター事業」という。）の補助を受ける場合は、雌雄判別精液の購入に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）から当該事業補助決定額を除いた金額の4分の1の額）とする。ただし、雌雄判別精液1本当たりの補助金の上限額は、2,500円（畜産クラスター事業の補助を受ける場合は1,250円）とする。

(補助金の交付手続)

第4条 補助金の交付申請、実績報告その他補助金の交付に関する手続は、幕別町補助金等交付規則（平成18年規則第74号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助対象事業者が交付申請又は実績報告をするときは、雌雄判別精液購入助成事業計画（実績）書（様式第1号）に、雌雄判別精液を購入し、人工授精を行ったことが明らかになる書類等及び納税状況調査同意書（様式第2号）を提出しなければならない。

(補助金の交付等に関する権限の委任)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付等に関する権限を農業協同組合に委任することができる。

2 前項の委任をする補助対象事業者は、委任状（様式第4号）を農業協同組合に提出するものとする。

(補助金の返還)

第6条 町長は、事業着手時の育成牛の飼養頭数に比べ、2年後の育成牛の飼養頭数が増加していない場合にあっては、正当な理由がある場合を除き、補助金の返還をさせることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 幕別町雌雄判別精液購入助成事業補助金交付要綱（平成21年要綱基準等第10号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に、廃止前の幕別町雌雄判別精液購入助成事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年9月29日要綱基準等第52号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行の日から平成30年3月31日までに人工授精する場合には、第2条第2項中「各年度当初」とあるのは、「平成29年10月1日」とする。

附 則 (平成30年3月29日要綱基準等第15号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の幕別町後継牛確保対策事業補助金交付要綱第2条第1項第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受けた者から適用し、同日前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年7月6日要綱基準等第35号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に存在する改正前の第1条から第103条までに規定する要綱基準等(以下「各要綱」という。)の規定により使用されている書類は、改正後の各要綱に規定する様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成された様式用の用紙で、現に存在するものは必要な修正を加え、なお当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。